

ちなみに、総督府が鼠駆除の励行を廃止するという訓令を地方州などに通達したのは、大正10年7月のことであった。³⁵

3 マラリア対策

上述の「台湾ペスト予防組合規則」がペストからマラリアなどに対象を拡大したことが物語っているように、猖獗を極めたペストも、統治10年余りを経過すると、総督府の施策が効を奏し、伝染病対策の中心的課題はマラリアに移行する。

以下、マラリア対策について具体的に述べていきたい。明治31年1月、民政局長曾根静雄は、「仏国万国博覧会出品台湾地方病編纂上」必要とする地方病の種類に関する報告を地方庁に求めているが、そのほとんどの報告は「マラリアハ本島至ル処ニ猖獗」「各地皆該病毒ヲ被ラザル処ナシ」「渡台ノ日本人中殆ント其二分ノ一寧ロ大半ハ必ス之ニ侵サレサルナキ」と、マラリアを代表させている。³⁶

しかし、ペストが内地においても流行し、防疫の対策も知られていたことと異なり、マラリアについては、その病因、感染の仕組みについて必ずしも明らかではなかった。総督府は、明治34年9月から翌年2月にかけて、台湾に派遣されたばかりの基隆駐屯軍を二分し、片方は防蚊隊として、嚴重に蚊から身を守る装備を付けさせ、片方は無防備のままにしたところ、防蚊隊からは1名の患者も出さず、片方からは患者が続出した実験結果から、「今ヤ防瘡ハ即チ防蚊ニ在ルコト此正確ナル実験」という結論を得たという。³⁷

明治33年11月から翌年12月に至る公医の月例報告によれば、マラリアの病因を瘴気とする説も記されているが、「アノフェレス」と記された報告もあり、この時期に「アノフェレス」蚊による感染説が普及しつつあったことが理解できる。³⁸

明治43年の台湾公医会『台湾の衛生状態』によれば、ペストは「近年に至り漸く其跡を収め」「台湾の主たる疾病は第一に麻拉里亜にして本病の台湾に流行せる害毒は実に予想の外」(26頁)と指摘し、衛生対策の対象がペストからマラリアに移行しつつあることを喚起している。その背景には、当時、総督府が「蕃地」を「討伐」し、樟などの山林資源の開発に本格的に着手し始めたことが存在する。台湾においてマラリア原虫を媒介するアノフェレス蚊は清流を好むため、マラリアの感染地は多く山裾の地であった。そのため、明治39年、甲仙埔採脳拓殖会社が内地からの労働者を導入して開始した開発事業は、甚大な被害を出し、マラリア対策は樟脳などの資源の開発において不可欠であることが明白になった。明治43年、台湾医学会の12月例会において、総督府民政部衛生課長高木友枝は、「マラリヤ」ノ予防法ニ就テ」と題して講演し、「明年度ヨリ「マラリヤ」予防撲滅ヲ致シマス場所及ビ方法等ニ就キマシテ決定イタシマシタ」と述べ、総督府の方針として、

35 『大正一〇年 台湾総督府公文類纂 一五年保存一』第21案件。

36 『明治三一年 台湾総督府公文類纂 一五年保存一四』第1案件。

37 軍医学校教官都筑甚之助『麻拉里亜新説』1902年、219頁。

38 『明治三四年 台湾総督府公文類纂 一五年保存六～九』。

北部では北投、東部では花蓮港の内地人の移民地、南部では「阿緞、鳳山、竹頭崎」を挙げている。すなわち、内地人の多く居住する地域と採脳地、山林資源の開発地が優先されたことが理解できる。

なお、この席において高木は、マラリア対策として汚水の掃除・蚊帳の普及などの防蚊対策とキニーネ投与の人的対策とを披露している³⁹。当時、最新の方法として工夫されていた人的対策は、血液検査による原虫保有者の確認とキニーネの定期的投与であったが、問題は、極めて副作用の強い治療薬の規則的な服用であった。

阿里山森林資源の開発基地である竹頭崎に明治43年に赴任した防疫医官森滋太郎の報告によれば、当地では「四十年四月竹頭崎支庁開始当時ヨリ四十二年中ニハ支庁員ノ殆ト全部「マラリア」症ニ侵サレタリ」という実状であった。森は、キニーネ服用・検診費用は官の支弁とするが、その他の費用は保甲の負担とした上で、住民から毎月の採血と検査を実施し、本島人に対しては「保甲事務所ニ通知」し、「警察官ノ命ニ服従シ……絶体的強制ノ下ニ服薬ヲ実行」したという。また、「服薬者ハ午後六時ヨリ同八時ノ間ニ服薬セシムルコトニ一定シ同時刻ニ銅鑼ヲ連打シテ規尼涅服薬時間ヲ一般住民ニ知ラシムルコトトナセリ」とし、保甲により指定された場所において、服薬を強制したという。夜間に服薬することとした理由については、森によれば、「頭痛、頭重、眼眩、吐気、嘔吐、食欲減退或ハ欠乏神身不安不眠稀ニハ発疹下痢等ヲ誇大妄想ニ想像シ精神的反応ニ苦シムモノ甚タ多シ」という副作用のため、翌日の作業や生活に悪影響が出ないように考慮した結果という。この人的対策の結果、1200名を超える原虫保有者が発見され、すべて治療したことを森は報告している。このような警察機関や保甲を利用した強制的、あるいは強権的対策は効果的であるとともに、住民に時間の観念などを植え付けるという意味においても有効であった。

この他、森によれば、防蚊対策としては「警察官ノ注意監督」の下に、「平均ニヶ月ニ一回保甲ヨリ約三十人ノ苦力ヲ出シ」竹藪・下枝の切り取り、雑草の草取り、下水掃除などを実施し、さらに「下水掃除及庭宅内外ノ掃除ハ日常注意且ツ実行スヘク巡回巡查又ハ健康調査巡查ニヨリ注意セシメ着々其効ヲ奏セリ」という⁴⁰。

総督府はこのような地域における治療の実績を得て、明治45年4月、「マラリア防遏規則」の原案を作成している。同案には、第4条「マラリア防遏方法施行地域内ノ居住者及滞在者ハマラリア防遏ノ為ニスル検診（血液検査ヲ含ム）治療、服薬及検診、治療、服薬ノ為ニスル召集ヲ拒ムコトヲ得ス」とあり、強制的規則となっている。しかし、その後同案は律令審議会において、総督が検診・治療・服薬などについて「方法及費用徴収ニ関シ命令ヲ発スルコトヲ得」と改正され、本国政府との交渉を経て大正2年2月に律令として制定された⁴¹。この時期に、総督府の伝染病対策の主要な課題はペストからマラリアに移行したといえよう。

39 『台湾医学会雑誌』100・101、1911年。

40 『明治四五年 台湾総督府公文類纂 一五年保存四』第4案件。

41 『大正二年 台湾総督府公文類纂 永久保存二四』第1案件。

大正期に入り対策が本格化すると、地域におけるマラリア防遏の担い手の養成が課題となる。大正8年8月、総督府は「マラリア防遏事務講習規程」を策定し、第1条に「マラリア防遏事務講習ハ必要ニ応シ隨時之ヲ開始シマラリア防遏医務助手トシテ緊要ナル事項ヲ講習セシムモノトス」と定めたが、その制定理由には、「マラリア防遏方法施行地ハ年ト共ニ増加シ今ヤ七十餘箇所ノ多キニ及ヘリ」にもかかわらず、経験者を獲得するのが困難な現状に対して「止ムヲ得ス無経験者ヲ採用シ各施行地所轄庁ニ於テ講習ヲ行ヒ実務ニ差支ナキヲ認メ施行地ニ駐在ヲ命シ来リタルモ昨今希望者ノ払底」したため、志望者を募集して講習を開催するとある。⁴²

台南州において、マラリア防遏に尽力した在勤公医下村八五郎の報告「台南州下ニ於ケル「マラリア防遏作業ノ實際ト其成績」⁴³によれば、従来台南州では、20カ所に「マラリア防遏所」を設けて、住民の検血・原虫保有者に対する服薬、地物整理を実行してきたが、名ばかりで効果がないのが実情であった。そのため、大正12年12月、マラリア防遏事務打合会を開催し、マラリア防遏助手・医務嘱託を召集して諮問した。その結果、13年度から毎月1回、マラリア防遏デーを設け、当日は台南州の内務部長・警察部長から各郡守台南警察署長に通達をし、専務巡査を配置して「郡駐在マラリア医務嘱託公医及州在勤技師、警察医、嘱託ハ隨時其受持区域内ヲ巡視シ常ニ防遏作業ノ実況ヲ視察作業従業員ヲ指導」させたという。

下村は受持区域において、「農閑ノ時期ヲ撰ビ全部民ヲシテ一齊ニ従事セシメ……竹林ハ地上2丈マデノ下枝ヲ、雑木、雑草ハ悉ク之ヲ刈リ……住家附近ハ雑草、竹藪等ノ認ムルモノナク……又圳路ノ雑草等ヲ除キ流水ヲヨクシ……一面蚊帳ノ奨励ヲ為シ」たという。

竹については「防風ノ目的……且ツ家屋建築ノ主要材料」のため、伐採などについては住民の抵抗も強く、警察が説得に苦慮した事例などが記されている。また、下村自身、保甲会議・家長会・家婦会および学校生徒に機会を捉えて講演したという。

後に下村は、自身の経験に基づき、マラリア防遏については「一は人体内の原虫を駆除すること」「二は原虫を媒介するアノフェレスを無くすこと」「三はアノフェレスの蚊に刺されないやうにすること」しかないとし、これを本島人に理解させるには生活に即した方法が必要であり、自身は、マラリア防遏デーを設けてこの日は州下一齊に総出で外部作業をやるようにして、本島人の衛生思想の向上を図ったという。このことから、下村は「マラリアは民衆の文化の程度に比例してゐる」と断言する。⁴⁴

総督府はマラリア防遏という目標を掲げて、地域住民を原虫保有者と無保有者とに二分し、保有者には強制的に服薬せしめてその身体を管理するという人的対策を取り、他方、防蚊対策として地域住民を総動員して地物整理に当たらせて「文明」の恩恵をもたらすという衛生政策を推進したのである。

42 『大正八年 台湾総督府公文類纂 永久保存一七』第15案件。

43 『台湾医学会雑誌』34-1 (358) 1935年。

44 「マラリアはどうして防遏されたか——下村八五郎博士の苦心談」『部報』1941年2月1日号。